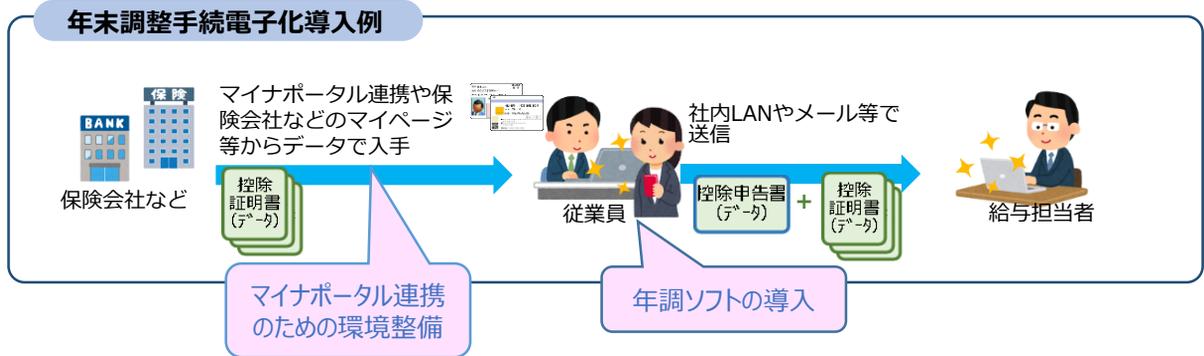


# 年末調整手続の電子化について ~導入時セキュリティ編~

このパンフレットは、自社内でネットワーク（社内LAN）を構築している会社などに年調ソフトを導入、あるいはマイナポータル連携を実施する際の留意点について記載したものです。

## 年末調整手続の電子化に向けた環境整備

年末調整手続の電子化に当たっては、実現方法にもよりますが、勤務先において、①国税庁作成の「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）の導入、②マイナポータル連携のための環境整備が必要となります。



- Q：年調ソフトの導入、マイナポータル連携のための環境整備とありますが、当社はセキュリティに制限があり、年末調整手続の電子化ができるかどうか不安です。
- A：セキュリティレベルは会社によってそれぞれですので一概には言えませんが、以下に記載したパターン別の「対処方法」をご検討ください。

## 電子化に係るセキュリティについて

### 導入時のセキュリティ確認フロー

従業員が控除申告書の作成を行う機器は次のうちどちらの予定ですか。

- ① 勤務先が提供するパソコン・スマートフォン等      ② 従業員自身のパソコン・スマートフォン等

↓ ① 勤務先

↓ ② 従業員

従業員に控除申告書を作成のためのソフトウェアは何を使いますか。

- ① 年調ソフト      ② 自社システム（民間ベンダーのソフトを含む）

↓ ① 年調ソフト

↓ ② 自社システム

控除証明書等データの取得方法（予定）は

- ① マイナポータル連携  
② 会社の端末から保険会社等のサイトにアクセスしてダウンロード  
③ 自宅でダウンロードした控除証明書等データをUSBメモリ等で持ち込み

控除証明書等データの取得方法（予定）は

- ① マイナポータル連携  
② 会社の端末から保険会社等のサイトにアクセスしてダウンロード  
③ 自宅でダウンロードした控除証明書等データをUSBメモリ等で持ち込み

↓ ①  
パターン  
**A**

↓ ②  
パターン  
**B**

↓ ③  
パターン  
**C**

↓ ①  
パターン  
**D**

↓ ②  
パターン  
**E**

↓ ③  
パターン  
**F**

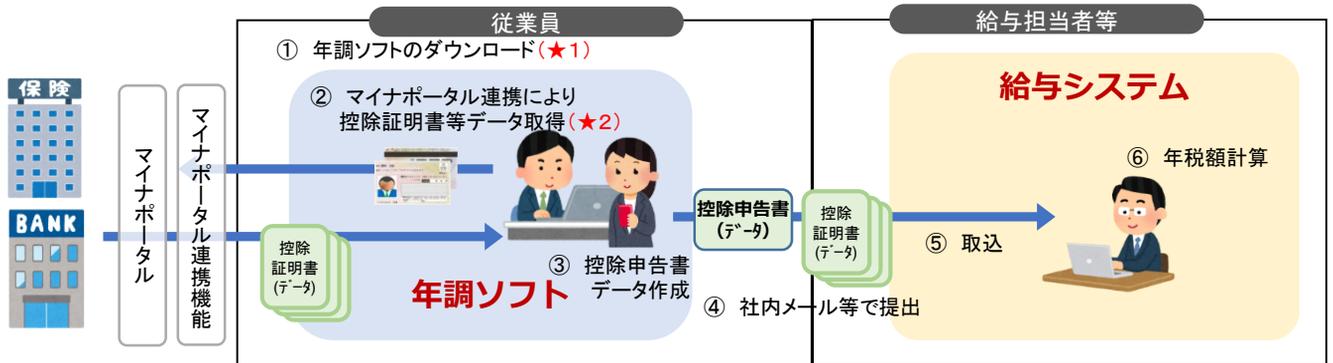
↓  
パターン  
**G**

※ マイナポータル連携とは、従業員が年末調整申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で自動取得する機能のことです。

# 年末調整手続電子化導入の際のセキュリティ検討ポイント

以下のパターンごとに赤字で示した部分が、年末調整手続を電子化するに当たり検討すべき「勤務先におけるセキュリティ」の例です。このようなセキュリティ規定を設けている場合は、矢印に記載した対応方法についてご検討願います。

## パターン A 年調ソフト利用・マイナポータル連携により取得



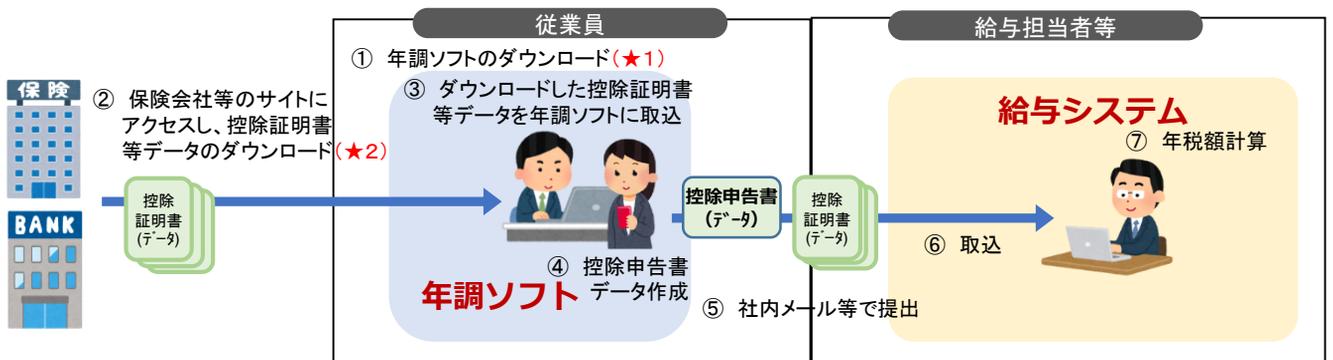
### ★1 従業員にインターネット上のアプリケーションのダウンロードを禁止している

⇒ 給与担当者等が管理者権限により年調ソフトをダウンロードし、従業員に資源配付することをご検討願います。

### ★2 従業員のPCがインターネットに接続していない・制限している

⇒ 国税庁が提供する「マイナポータル等連携機能」等に接続できるよう、インターネットの設定変更をご検討願います。

## パターン B 年調ソフト利用・保険会社等のウェブサイトからダウンロード



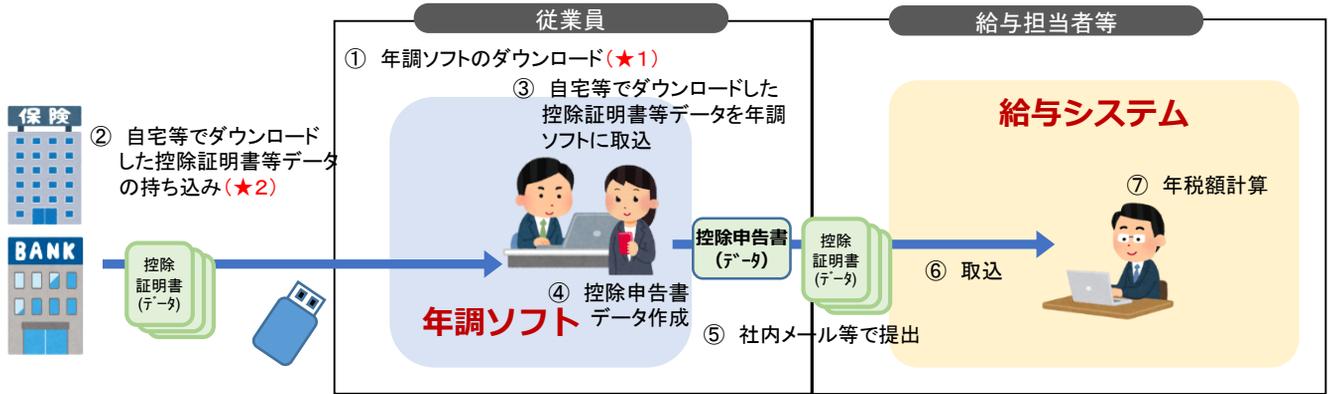
### ★1 従業員にインターネット上のアプリケーションのダウンロードを禁止している

⇒ 給与担当者等が管理者権限により年調ソフトをダウンロードし、従業員に資源配付することをご検討願います。

### ★2 従業員のPCがインターネットに接続していない・閲覧できるウェブサイトを制限している

⇒ 保険会社、金融機関など、従業員が利用すると考えられる控除証明書等発行主体のサイトについて閲覧可能にするよう、インターネットの設定変更をご検討願います。

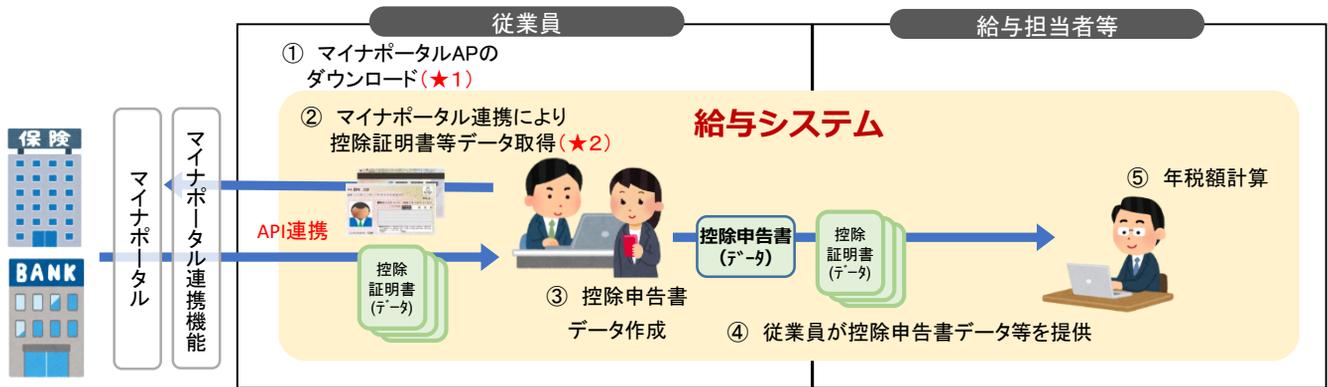
パターン C 年調ソフト利用・自宅等でダウンロードした控除証明書等を取込



★1 従業員にインターネット上のアプリケーションのダウンロードを禁止している  
 ⇒ 給与担当者等が管理者権限により年調ソフトをダウンロードし、従業員に資源配付することをご検討願います。

★2 私物のUSBメモリ等の使用を禁止している  
 ⇒ 取得した控除証明書等データをインターネットメールで送信させることなどをご検討願います。

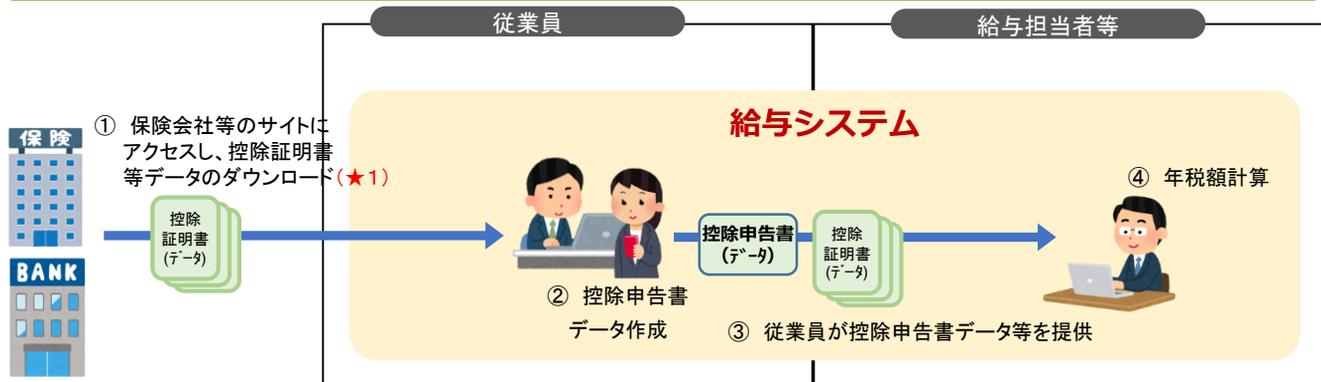
パターン D 自社システム利用・マイナポータル連携により取得



★1 従業員のPC等にマイナポータルAPが導入されていない  
 ⇒ 管理者権限を利用してマイナポータルAPを配付するか、従業員各自に同アプリケーションをダウンロードするようご指示願います。  
 ※ マイナポータルAPとは、マイナンバーカードを利用してマイナポータルへのログインや、電子申請書類への署名をする機能を提供するためのアプリケーションです。

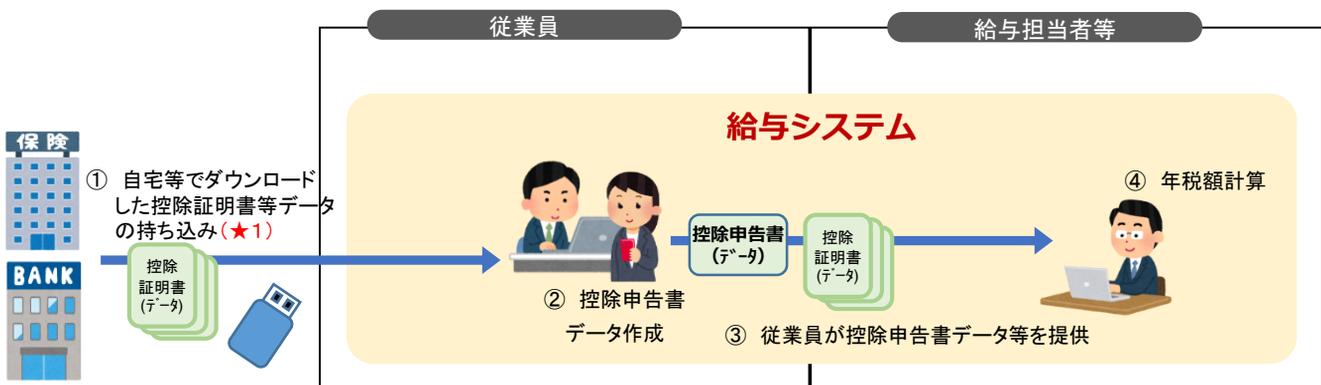
★2 従業員のPC等がインターネットに接続していない  
 ⇒ 国税庁の提供する「マイナポータル等連携機能」に接続できるよう、インターネットの設定変更をご検討願います。

## パターン E 自社システム利用・保険会社等のウェブサイトからダウンロード



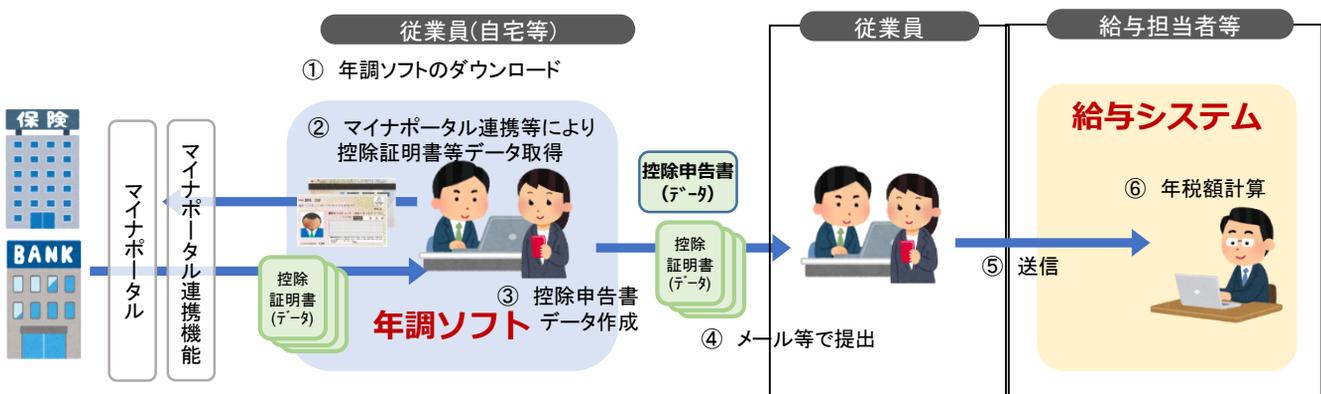
- ★1 従業員のPCがインターネットに接続していない・閲覧できるウェブサイトを制限している  
⇒ 保険会社、金融機関など、従業員が利用すると考えられる控除証明書等発行主体のサイトについて閲覧可能にするよう、インターネットの設定変更をご検討願います。

## パターン F 自社システム利用・自宅等でダウンロードした控除証明書等を取込



- ★1 私物のUSBメモリ等の使用を禁止している  
⇒ 取得した控除証明書等データをインターネットメールで送信させることなどをご検討願います。

## パターン G 従業員が自己のパソコン・スマートフォン等で作成



※ セキュリティ上の問題は特段ありません。

なお、④の「メール等で提出」の際に、直接給与担当者に提出することも可能ですが、その場合は、従業員から提出される控除申告書データについては電子署名を付すかパスワードをかける必要があります。



国税庁  
(法人番号7000012050002)